

名蔵小中学校 いじめ防止対策基本計画

基本方針

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月 28 日公布、9 月 28 日施行）の施行に伴い、石垣市立名蔵小中学校では、この法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

1. 「いじめ」の定義（文部科学省）

当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人間関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

2. 「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない、また、どの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、早期発見に努め解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

- (1) 「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持たせる指導の徹底。
- (2) いじめの早期発見、迅速な対応の徹底。
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導（気持ちに寄り添い、徹底して守ること）の重視。
- (4) 重篤ないじめは、暴力や犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底。
- (5) 4 極構造（加害者、被害者、傍観者、大人）でいじめをとらえるとともに、関係者が役割を果たし、一体となった取り組みの重視。
- (6) 本校のいじめ防止対策基本計画を本校HPにて公開し、保護者等へ周知・啓発する。

3. いじめ防止対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童・生徒が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童・生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童・生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、石垣市、石垣市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

4. 本校のいじめ防止対策の視点

- (1) 小中併置校ということもあり、小学校 1 年生から中学校まで同じ学級（クラス）で学校生活をおくって来たため、友人同士の仲は良く、お互いに助け合う姿が見受けられる。しかし、時に冷やかしかからかい等もあり、小学校低学年からの指導が必要とされる。

5. いじめ防止対策の整備及び具体的な取り組み

(1) 「いじめ」の相談窓口

「いじめ」は、早期発見、早期対応が求められる。学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談は勿論、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。

「いじめ」の相談窓口

教頭、養護教諭、小中生徒指導主任、教育相談担当、スクールカウンセラー

(2) 取り組み

- ①早期発見のため及び予防のために月1回「いじめに関するアンケート」の実施。
- ②教育相談の実施及びスクールカウンセラー等との面談。
- ③インターネット等の正しい使い方についての周知、研修会の等の実施。
- ④専門的な知識を有する者等との連携。（警察とも連携する）

(3) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

①ほめて伸ばす教育

児童・生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童・生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

②人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、障がい理解教育など、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

③体験活動の推進

勤労生産学習を柱として、自然体験・集団宿泊体験・ボランティア活動等を通して児童生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

④感性教育の推進

芸術鑑賞（音楽・美術等）によって、価値や美しさを感じ取ったり、見えないものに思いをめぐらしたりする豊かな心を育てます。

⑤道徳教育の推進

教育活動全体において、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い、学びあう心、感謝の心を育てます。

(4) いじめの未然防止

①授業改善

すべての児童・生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童・生徒が楽しく学べる教育に努めます。

②いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童・生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童・生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

③児童・生徒の主体的活動の充実

学級活動や児童会・生徒会活動等を活用して、児童・生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

④開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

⑤インターネットや携帯電話等（メディア）に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(5) いじめの早期発見

①積極的ないじめの認知

児童・生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

②アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

③教育相談体制の充実

学級担任または、担任以外の教諭による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

④家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童・生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(6) いじめの早期対応

①「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童・生徒を守ります。

②被害・加害児童・生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童・生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

③外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

①重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。

②学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

③市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

6. いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、小中教務主任、小中生徒指導主任、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、スクールカウンセラー

なお、「いじめ防止対策校内委員会」は、いじめ防止対策、早期解決の取り組み以外に、いじめに関する研修会の開催、いじめ防止のための児童・生徒への一斉指導、いじめに関するアンケートの実施・分析、いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
 - ・月毎の気がかりな児童・生徒の情報交換

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 教頭、小中教務主任、小中生徒指導主任、担任、教育相談担当、
養護教諭、特別支援教育コーディネーター

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

いじめ対策委員会

校長

教頭

連絡：担任、教職員

いじめの情報

- 小中教務主任 ○小中生徒指導主任 ○教育相談担当者 ○養護教諭
- 特別支援コーディネーター ○スクールソーシャルワーカー ○スクールカウンセラー

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係わる情報の収集と記録
- いじめの疑いに係わる情報があったときの対応
 - ・いじめの情報の迅速な対応
 - ・関係のある児童・生徒への事実関係の確認
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携
- いじめ対応サポート班の立ち上げ

認知

【外部人材】

- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールカウンセラー

【関係機関】

- ・市教育委員会
- ・PTA ・民生児童委員
- ・警察 ・医療機関
- ・児童相談所 等

報告
連絡
相

窓口
・
教頭

- 【関係職員】
- ・教科担任
 - ・TT講師
 - ・支援員

いじめ対応サポート班

小中生徒指導主任

教頭

校長

小中教務主任・担任・教育相談担当・養護教諭
特別支援コーディネーター

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係児童・生徒への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携 ※必要に応じて警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告